

取扱区分：「公開」

令和2年第12回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年11月10日(金) 10時00分

於：周南市役所 1階多目的室 北

# 令和2年第12回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年11月10日(火) 午前10時02分～11時06分

2 場 所 周南市役所 1F多目的室

### 3 出席者等

#### (1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田	みのる 実	君	第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	
第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君	第6番	たか 高	ほし 橋	めぐみ 恵	君	
第7番	とく 徳	もと 本	つとむ 勉	君	第8番	ひろ 弘	なか 中	ひさし 壽	君	君	
第9番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君	第10番	た 田	なか 中	えい 榮	さく 作	君
第11番	ふじ 藤	い 井	たかし 孝	君	第12番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君	
第13番	はら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君	第14番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君
第15番	はやし 林	しゅん 俊	いち 一	君	第16番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君	
第17番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君						
第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第19番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

#### (2) 欠席委員

なし

#### (3) 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

#### (4) 傍聴人

なし

## 4 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議決事項

議案第36号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第37号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第39号	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による 意見の提出について	1件

### 第3 報告事項

報告第39号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に ついて	2件
報告第40号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告 について	1件
報告第41号	現況が農地でないことの証明について	4件

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、委員の皆様をお願い事項がございますので、申し上げます。

質問等で発言される場合は、相手方の具体的な個人の氏名や法人の名称ではなく、抽象的に「譲渡人」「譲受人」「貸主」「借主」と言って頂きますようお願いいたします。議事録として公開されますので。

携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中19名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時02分～）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和2年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第4番 佐伯伴章委員、第14番 野村邦幸委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書の1ページ、議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

所在、地目は、記載のとおりで、5筆の4、090平方メートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は他に耕作者がいないため、譲受人は

孫と農業をするため、取得するものです。

取得後の農地は約95アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番 佐伯委員

4番の佐伯です。

議案36号1番について現地調査報告をいたします。

先日現地確認をし、譲渡人、譲受人とは電話にて話しをしました。

譲渡人は耕作者が居ないため継続は困難であり、耕作希望者が有ればと探していたとのこと。

譲受人は家の近所にて農作業もされており、農地の拡大を希望されておられたところで、当農地を考えておられました。

家族は4名おられ、米作りもされていて農機具も持っておられ、農作業の継続は可能と思われます。

農地の回復や水の取り入れも容易の所なので、許可しても良いと思われますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第36号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に

事務局

ついて」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書の2ページ、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

まず1番です。

申請人は、記載のとおりで、申請地は、周辺農地の荒廃が進み、鳥獣被害もひどく、農地として管理することが困難なため、ナラ、クヌギ、カシワを植林し、林地として管理するものです。

申請地は、向道支所から北東へ約4.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地であることから、今年7月10日の農業委員会総会におきまして、「議案第26号農業振興地域整備計画の変更について」により、ご承認いただいております。令和2年9月17日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番 秋貞委員

1番、秋貞でございます。

議案第37号1番についてご報告いたします。

去る7月に農用地除外の申請が出ていた農地で、今回はその農地を田ではなく植林をしたいとの申請でございます。

11月4日に二度目の現地確認に申請者と共に行って参りました。

農業を続けておられる方は、ほんのわずかで周囲が鳥獣にさらされているこの地区、自宅も他の地区にあり田として続けて行くことが難しく、ナラ・クヌギ・カシワなどを植林して林地として管理し、草刈りは続けて行くとのことでございます。

ご検討のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第37号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

次に2番です。

申請人は、記載のとおりで、永年耕作をしておらず、また、高齢となり申請地を農地として維持管理していくことが困難であること、他に耕作者も見込めないことから、申請地に桜、花桃、モミジ、サルスベリを植樹するものです。

申請地は、八代支所から南東へ約1.3キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地であることから、今年7月10日の農業委員会総会におきまして、「議案第26号農業振興地域整備計画の変更について」により、ご承認いただいております、令和2年9月17日付けで、除外の許可

の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性についても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番 佐伯委員

4番の佐伯です。

議案第37号2番について、現地調査報告をいたします。

現在遠隔地に住まれています、年に数回は帰省しておられます。

現在まで近隣の方に畑作として貸出したり、シルバーセンター等で草刈りをしてきましたが高齢化、人材不足等で継続困難な状況になってきたため今度は農地に果樹や桜等植樹し景観保全をしたいとの事でした。

植樹においても近隣農地、景観等配慮し考えておられるようで、今後も年数回帰省し景観保全のため草刈り等は行うと言われていきますので、許可しても良いと判断しましたので、審議のほどよろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第37号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。



事務局

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書の3ページ、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、1議案5件です。

まず1番です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く道路に隣接した申請地を購入し、パネル設置面積549.28平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル273枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地を相続で取得しましたが耕作を行っておらず、今後農地として維持管理することが困難なため、譲受人が太陽光発電事業用地として購入したいとのことから、今回の申請になったものです。

申請地は、須々万支所から南東へ約1.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

第1番について、去る10月3日に現地を確認するとともに、10月6日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認しましたので報告します。

現地は作物を植えた形跡はありませんでしたが、草刈りもされ、きちんと管理されていました。

周辺には大型の太陽光発電施設が設置されていました。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、施設設置条件の良い土地を探しており、適地であることから取得するものです。

なお、これまで東海地方の中部圏域で事業を展開してきたが、今後本市を含め中国地方においても新規に事業を実施するとのことでした。

譲渡人は、相続で土地を取得したが農業を行っておらず農地として維持管理することが困難なため、売買に同意したとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査しました。

特に問題はないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ藤原委員

第17番 藤原委員

この図面から見たら両方が田んぼなんです。

この中に発電設備を作る訳ですね。

議長（山下会長）

事務局

事務局

そうです、両サイドの地目は田です。

議長（山下会長）

藤原委員どうぞ

第17番 藤原委員

農地として少しもったいない思いがします。

効率の良い農業をするには、隣の人に作ってもらうとかもっと農地を有効利用するべきではないでしょうか。

残念な気がするんですが。

議長（山下会長）

事務局

事務局

近隣が大型太陽光発電事業をしてまして耕作されてない地域です。

議長（山下会長）

藤原委員どうぞ

第17番 藤原委員

農地がもったいないじゃないですか。

議長（山下会長）

有馬委員

第2番 有馬委員

現地は確かに草刈りもされ整備もされています。

ただ何年も作物を植え付けされていない、推測ではございますが、この様な状況でこれから先も作物を植え付けるとかの状況には無いと思われます。

議長（山下会長）

ほかに質問はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第38号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、2番です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く道路に隣接した申請地を購入し、パネル設置面積549.28平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル273枚を設置するものです。

なお、申請地の南側に急傾斜地があり、この箇所には太陽光パネルを設置することが困難なため、この箇所を除いたパネル配置となっております。

譲渡人は、申請地を相続で取得しましたが耕作を行っておらず、今後農地として維持管理することが困難であり、譲受人が太陽光発電事業用地として購入したいとのことから、今回の申請になったものです。

申請地は、熊毛総合支所から北へ約2.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番の笠井です。

事務局

議長（山下会長）

第18番 笠井職代

第2番について去る11月1日に現地で調査、申請人の意思確認について報告いたします。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地の位置について、先の豪雨災害で土石流が発生し女性一人が亡くなった場所から4～500メートル下流に位置します。

この地域、いわゆる中山間地域でイノシシ、サルの被害も多く傾斜もきつく狭い農地で細長の棚田といわれる農地が連なっていて、ほとんどの農地は休耕状態で草を刈って農地維持されている状況です。

この地域も災害で3家族の方が移住され高齢化が進み、空家も有り限界集落となっています。今回の申請地も以前は近くの実家の両親が耕作されていましたが、数年前お父様が亡くなられお母さんだけとなり、自分も遠くに住んでいる為、数年前から休耕し年3回草を刈って農地維持しているとのことです。

今回、譲受人の申し出により譲渡するとのことです。

譲受人は太陽光発電施設用地として、日照条件も良く周辺農地に影響を及ぼす可能性のない土地として最適と判断し事業用太陽光発電施設を設置するために土地を取得したいとのこと。

この申請地が広いのは、先ほども説明がありましたが傾斜地が多く、有効利用出来ない個所が多いためです。

申請地は造成もなく整地のみで利用でき、他の農地に与える影響もなく提出書類も完備し、問題ないと思われれます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

徳本委員 どうぞ

第7番 徳本委員

現地写真を見ると下の写真は何時頃撮られた写真ですか。

議長（山下会長）

事務局

事務局 午後の2時から3時頃だったと思います。

議長（山下会長） 徳本委員どうぞ

第7番 徳本委員 影はどちらに向けて伸びてゆくんですか。

議長（山下会長） 事務局

事務局 この写真は北側から撮っておりまして、写真の右下に向けて伸びます。

議長（山下会長） 徳本委員、勝手に発言しないで下さい。

指名してから発言下さい。

はい、徳本委員

第7番 徳本委員 太陽光としてまともに光が当たっているのかと思って。

議長（山下会長） 事務局

事務局 日照条件としては問題ありません。

議長（山下会長） 徳本委員 どうぞ

第7番 徳本委員 だとすれば何時から何時まで当たってる。

議長（山下会長） 事務局

事務局 午前中は全ての所に当たっておりまして、今、これは秋口なのでごらんの通り2時から3時頃なると一部日陰の部分も出てきます。

議長（山下会長） ほかに質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、3番です。

申請人は、記載のとおりで、譲受人は、申請地の近くに中古住宅を購入し、仕事の都合上、近くに土木建築資材や重機などの置場が必要となったもので、譲渡人も、十年来病気のため農作業に従事することができず、農地も荒廃して

いることから、譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から北東へ約1.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地であることから、今年7月10日の農業委員会総会におきまして、「議案第26号農業振興地域整備計画の変更について」により、ご承認いただいております、令和2年9月17日付けで、除外の許可の内定通知を受けています。

なお、本件は農用地区域除外後の施行となります。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性についても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番 笠井職代

第18番の笠井です。

第3番について去る11月1日、現地での調査並びに申請人の意思確認について報告いたします。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

この議案につきましては、事務局の説明がありました様に、以前、農用地除外で申請が提出された議案で有るため、詳しい説明は省略させていただきます。

申請地の状況は写真にも有りますように、背丈位の雑草が繁茂し、木も生え原野状態です。

譲渡人は病気のため長期間、耕作できず耕作放棄地となっていました。

譲受人は工務店経営で申請地の直近に中古住宅を購入し、今迄各所の土地

を借りて車両、重機、資材を分散、保管利用していたものを住宅近くにかか所に集めて保管することにより、安全確保と車両等の有効活用がより一層出来るとのこと。

申請地は造成もなく整地のみで利用出来、他の農地へ与える影響もなく提出書類も完備していて、被害防除計画に沿って調査しましたが問題ありませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号3番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

藤原委員 どうぞ

第17番 藤原委員

譲受人さんは建設業者なんですか。

個人でされているんですか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

建設業を個人で営んでいらっしゃるんです。

議長（山下会長）

はい藤原委員。

第17番 藤原委員

建設業の許可を取っていらっしゃらなかったのをお聞きしたのですが、もう一点、農用地の除外申請をされて内定を頂いているとおっしゃいましたが、内定状態で農業委員会の申請が出来るんですか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

内定があれば申請は可能です。

事業の施行に関しましては確認が下りてからになります。

議長（山下会長）

ほかに質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号3番は許可と決定いたします。

事務局

続きまして、議案第38号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、4番です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く道路に隣接した申請地を購入し、パネル設置面積467.77平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル231枚を設置するものです。

なお、申請地の西側に急傾斜地があり、この箇所には太陽光パネルを設置することが困難なため、この箇所を除いたパネル配置となっております。

譲渡人は、申請地を相続で取得しましたが耕作を行っておらず、今後農地として維持管理することが困難であり、譲受人が太陽光発電事業用地として購入したいとのことから、今回の申請になったものです。

申請地は、熊毛総合支所から北へ約2.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番 笠井職代

第18番の笠井です。

第4番について去る11月1日現地調査、申請人の意思確認について報告いたします。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地の位置は、第2番の申請地からさらに500メートル下流に位置する農地です。



議長（山下会長）

いずれの農地も市道沿いです。

申請内容、譲渡人、譲受人も全て第2番と同一であるため報告を省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号4番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、5番です。

申請人は、記載のとおりで、借受人宅敷地の石垣が崩れ、住宅が倒壊する恐れがあるため、石垣を補修し擁壁で補強する必要があることから、隣接する農地の一部を借り受け、擁壁を設置するものです。

貸付人は、借受人にこのような状況が発生したことから、自身の農地の一部を貸し付けることとしたものです。

申請地は、鹿野総合支所から南へ約960メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしてい

ます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番 松田委員

16番の松田です。

本件については10月29日に事務局及び局長と一緒に現地を見て参りました。

現地については遊休農地となっていて、その土地についてはきちんと管理はされています。

譲受人と話しましたら、早くやらないと家が倒れるんだと言われておりました、しかし申請の結果が出てから工事はやるんだと言われておりました。

譲渡人については現在入院されており連絡取れないので、行政書士の方に連絡をして確認をしたところです。

よろしく協議してください。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号5番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ、徳本委員

第7番 徳本委員

譲受人の方が使用貸借権と言う事なんですが、もしこれ返せって事になったとき現状復帰とか、そのような時の契約はどのようになっていますか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

本日許可がおりましてご承認いただいたら、実際の工事に入るという事になるんですけど、その時に境界を確認しその部分を分筆するという話になっております。

議長（山下会長）

徳本委員

第7番 徳本委員

これは仮という事なんですね。

議長（山下会長）

事務局

事務局

今は使用貸借による貸し借りという事です。

議長（山下会長）

はい、徳本委員

第7番 徳本委員

それは工事期間終了までという事ですか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

はい、そうです。

議長（山下会長）

徳本委員

第7番 徳本委員

その辺は書面で確認されてありますか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

書面での確認ではなく口頭確認です。

議長（山下会長）

はい、徳本委員

第7番 徳本委員

口頭でいいんですか。

議長（山下会長）

事務局

事務局

口頭契約も契約です。

議長（山下会長）

その他、ご意見はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

続きまして4ページ、議案第39号「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図るため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として周南市に提出するものです。

内容は、別紙『「水稻のトビイロウンカ被害」に関する意見書（案）」のとおりです。

遊休農地の発生防止の観点から、来年も引き続き水稻を栽培していただ

るよう、トビイロウンカの被害を受けた農家への財政支援措置を提案する内容となっております。

ちなみに、山口県農業会議におかれましても、令和2年11月16日付けで「水稻のウンカ対策の強化」を含めた意見書を山口県知事に提出するはこびとなっております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第39号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ、藤原委員

第17番 藤原委員

農業委員会等に関する法律、第38条第1項の規定によりますと農業委員会は法令で定めた職務を行うことによって得られた知識とか知見に基づいて発言すること。

この意見書、書いてありますけど農業委員会等に関する法律第38条第1項規定とか書いてありますけど、この38条の第1項には農業委員会は、その所管事務の遂行を通じて得られた知見に基づきとありまして、先ずこの中の具体的な内容の1と2に関しまして、これは市の方が意見書に基づいて行う場合の名称や予算の計上等について書かれていますが、この内容は農業委員会の仕事内容ではありません。

これは市が決めることであって、農業委員会として意見は言えないんじゃないですかと思います。

ましてや、市の迅速な対応をアピールできると書いてありますけど、この文言は不要じゃないかと思います。

被害で困ってらっしゃる方を利用して市をアピールするようなイメージを取りますし、農業委員会は農家の方に寄り添って支援を考える立場なので、この文言はよろしくない。

予算の事が書いてありますけど、補正予算とか初年度予算とか、だからこれに計上するとかの話は市が決めることであって、農業委員会として提案をする必要はない。

ましてや、この38条には農業委員会が自分の仕事をするにあたって得ら

れた知識とか知見をもとに提案しなさいと書いてあるので、市の予算とかに関しては意見を述べる立場にはない。

それと、この意見書には周南市の被害情報が見えてこないのですが、会長は作成するにあたって、こういうことも把握されています。

どのような状況かを教えていただきたい。

議長（山下会長）

藤原委員、ご質問はよろしいでしょうか。

事務局

事務局長

それでは、意見書の質問についてお答えさせていただきます。

農業委員会は市の業務に関するの予算等は持っておりません。

そのため、こういう予算を組んでいただくよう要望を意見として出しておる訳であって、予算は農林課の方に付きます。

農業委員会には決して予算は付きません。

そのための具体策として、一つの案として上げております。

ただ、カッコ書きのアピール等の内容については必要ないと思いを考慮したいと思います。

被害状況でございますが、ここにいらっしゃいます農業委員さんは委員の職務として大変よくご存じで、よく見られております。

ご存じ無いのはおたくのみで、我々も被害状況を現地視察させていただきました。

もちろん会長も、ご自分の所も被害を受けておられますし、参考資料も付けておりますが大変な被害で、作況指数が東部で83という数字が出ておりますが、周南市も83以下の数字じゃないかと危惧しております。

県内では特に西方面がひどい状況ですかね。

上手に作っていらっしゃる方は被害のない所も有るようですが、箱苗を作る時点でお金をかけていらっしゃるので、お金をかければ今回の被害から逃れられたとの情報も聞いております。

我々が一番危惧しておりますのは、現在農地パトロールで現状の状況を確認しております。

大型農業をしておられる方は今後も作付けされると思うんですが、小口で

自分の食べる分だけ作れば良いという皆様方が、田が全滅して農業が出来ない状況にあると多分に聞いております。

この様な方が来年度作らないとなれば、小さな田がどんどん遊休農地となり、そのようなことを避けるためにも、この意見書を前回の委員会で提案されましたので内容を吟味して提出させて頂きました。

以上です。

議長（山下会長）

はいどうぞ 藤原委員

第17番 藤原委員

予算の体系ですけど、これが農業委員会が自分達の事務を行うにあたって得られた知見に基づいてになっているか当たるのか、お聞きしてるのです。

38条にはそのように書いてあります。

市の予算にどうか踏み込んで意見を述べる立場なのか、それともし周南市の状況を把握されているのであれば、具体的に記載された方がいいと、市の方も理解されて頂けるんじゃないかと思えますけど。

議長（山下会長）

はい 松田委員

第16番 松田委員

16番の松田です。

あのね、少し現実を見てもらいたい、見て下さい。

このトビイロウンカの関係の現実を見もせんと、局長やら会長が見てるとか見てないとかの問題じゃないですよ。

実際、現場を見てね意見書を出すのが私たちの仕事じゃろうと思います。

そういうのを見た中で、どうするのかと言うのはね今からの事であって、この文章がどうのこうの言う前に自分の目で見て歩いてほしい。

見てほしい。

議長（山下会長）

私の方から発言させて頂きます。

よく分かります。

坪枯れになっているところを沢山見て来ましたし、もう来年から作付けを止めようかとの話も聞いております。

今年は収穫をせずに草刈り機で刈って火をつけて燃やしたところも沢山あります。

やっぱり考えなくちゃいけないのは、来年の作付けをどうするか、そのよ

うなところに何か支援が出来ないかという事です。

確かにおっしゃったように予算のことを書いた、具体的な例として書いたのはちょっと出すぎかも分かりませんが、私ども農業委員会は実施機関じゃないので提案をするし、そのようなことをやってもらう様にしなければならない。

具体的な一つの例としてたまたまこの様な事が有るじゃないかと思っただけなんです。

ということで、ここに具体例を記載しているんです。

実際はそういう事です。

私の家の前の者は農業共済の損害評価をしております、評価する人はご飯も食べられないぐらい、毎日出かけて行って大変だと言う話もよく聞いております。

被害状況はよく存じていると思います。

第8番 弘中委員

弘中委員 どうぞ

8番の弘中です。

意見具申についてですけれども、実はこれは農業委員会自身の存在、有り方にもかかわるんでございますけど、いわゆる委員会としては行政に対してそれなりの意見なり具申が出ると、委員会の立場もあろうというふうに考えられます。

従いましてこの意見具申については、現状をふまえて色々な状況が有って意見書の提出になるのですから、これは誠に妥当だと思いますし、なお委員会で久々に行政に対して委員会としてはこうである意思表示を示すことで、大変適切であると考えます

以上です。

議長（山下会長）

はい 藤原委員

第17番 藤原委員

意見書の内容について異議を申し上げてるのではなくて、この意見書を作成にあたって会長は色々見ていらっしゃるかもしれないですけど、各地区の農業委員の方達も皆さん見ていらっしゃるので、事前に状況を教えて下さいと、一斉に出して皆さんの意見も吸い上げて農業委員会として出すのです

から、皆さんの意見も吸い上げてからとしていただければ、今後の事も有りますからお願いしたいと思います。

議長（山下会長）

今回はですね、前回の総会の後の協議会の中で今回の発言を頂きました。

実際は農業委員会法の改正があった後に、こういう意見を提出する権利じゃなくて義務として提出しなければならないというふうに変わったんです。

この後の協議会の中でもお話をしますが、定期的に農地等利用最適化推進施策に関する意見を皆さんの意見を踏まえて出すべきだと思います。

そういう事ですけど今回はちょっと時間が短かったし、それぞれの意見集約期間が有りませんでしたけど、今後そのように私の方は考えております。

事務局 どうぞ

事務局長

ちなみに山口県知事に対しまして、山口県議会から要望書が出されております。

J A山口からも県知事に対して要望書が出されております。

農業委員会サイドでは、美祢市が一番早く9月17日に美祢市長宛に、また各市町に対しまして、山口県農業協同組合 周南総括本部 米生産部会等から下松市、光市、周南市に出されております。

周南市議会が先週か先々週でしたかはっきりとした日時は覚えておりませんが、急遽会派代表者会議を開催して要望書を作成し市長の方へ申し入れをしております。

今、会長が申しましたように先月に委員さんの方から意見が出まして、我々も直ぐに対応しないといけないと、先ほど説明しましたが県の農業会議がこの16日ですか、山口県知事に対し意見書を出すこととなっております。

今回のウンカ被害は言うまでもなく、農業委員さんが一番良くご存じで見られて来ていますし、我々も現地を回るのに色んな意見も聞き、特に辞めたいとの事も聞きました。

特に一つの藤原委員さんがおっしゃる予算等が農業委員会としてどうなのかとの事でしょうが、なぜここで予算について書いたかと申しますと、市の予算というものは3月の議会で新年度予算として提案し議決を受けて4月1日からの予算となります。



4月1日の予算で予算支出となりますと、もう作付けとか栽培される方は動いていらっしゃいます。

12月に債務負担行為で計上しますと、そこから農林課の方で農業生産者にPRが出来ます

今回はこの様な方法で補助が出来ますよ、だったらやろうじゃないかと意識向上が出来るのではないかと、そういう施策の案として行政部局がどのように受け止めるかは分かりませんが農業生産者や小さな個人の方が、もう一度やってみようとか思っていたらと記載させて頂きました。

別に意図が有るものではございません。

多分、債務負担行為の計上とか聞きなれない言葉で、一般的に意味が分からなかったと思います。

12月の債務負担行為の計上することで、令和3年度の事業が確定し出来るという事です。

少しでも早くやって頂きたいとの提案をしております。

議長（山下会長）

ご意見はよろしいですか。有りませんか。

徳本委員

第7番 徳本委員

トビイロウンカの被害ちゅうのは今年だけの事ですよね。

遊休農地の激増の危惧と書いてあります、これは今までずっと言われてた、遊休農地が増えてくる問題と、それから一時的なトビイロウンカの問題と分けて考えるべきと思いますが、今回の提案については、まあ、やもおえないことも有るのではないかと思います、ただ藤原委員がおっしゃるように市の迅速な対応がアピールできるとかは削除すべきだと思います。

継続的に考えなくちゃいけないのは、遊休農地の増加に対する問題を根本的にどう考えるかという事だと思います。

その辺について次回、今後の農業委員会としてどのようにするか考えて行くべきだと思います。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

先ず最初に美祢市がウンカのことと意見書が出されたと事務局から報告が

ありましたけど、美祢市はそれ以外にも毎年、次年度の農業施策に対する意見書を出しております。

今回は別途、トビイロウンカを別に出したと、私の考えはこれからも遊休農地の防止、要するに農地の利用最適化推進の施策についても、きちんとしていかなくちやいけないし、先ほども言いましたように農業委員会は実施機関じゃありませんので、実施するところには意見はしっかり出していこうと、それは市もですけども、県の農業会議を通じて県知事へも出すし、その時には今の農業委員さん、推進委員さんの方からの意見も皆さんからいただいて、それを集約したかたちで行っていきたいと考えております。

その他ございませんか、よろしいですか。

はい 徳本委員

第7番 徳本委員  
議長（山下会長）

先ほど提案された意見はどうなるんですか。

事務局からもお答えしておりますが、その辺は私どもの方で修正させていただきますので出したいと思えます。

市の迅速な対応アピールできる、特にアピールできるはいらないと思えますのでそのカッコ書きの部分は削除して、ちょっと具体的な内容については、ほんと具体的な内容になっていると私自身も思っています。

私そういう仕事をしておりましたもので、事前に相手方と話しても中々対応策を考え付かないものですから、こちらからこの様にさせていただきました。

カッコ書きは削った方がいいとアピール出来るのは相手方の事ですから。

その他ございませんか。

無いようでしたら、修正するところは修正しまして、この議案39号についての採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号は承認することとし、市長へ意見を提出いたします。

事務局長

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第39号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして5ページ、報告第39号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。

事務局長

続きまして、報告第40号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして6ページ、報告第40号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「現況が農地でないことの証明について」事務

事務局長

局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして7ページ、報告第41号「現況が農地でないことの証明について」、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき証明をするもので、今回は4件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和2年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時06分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年11月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 野 村 邦 幸